

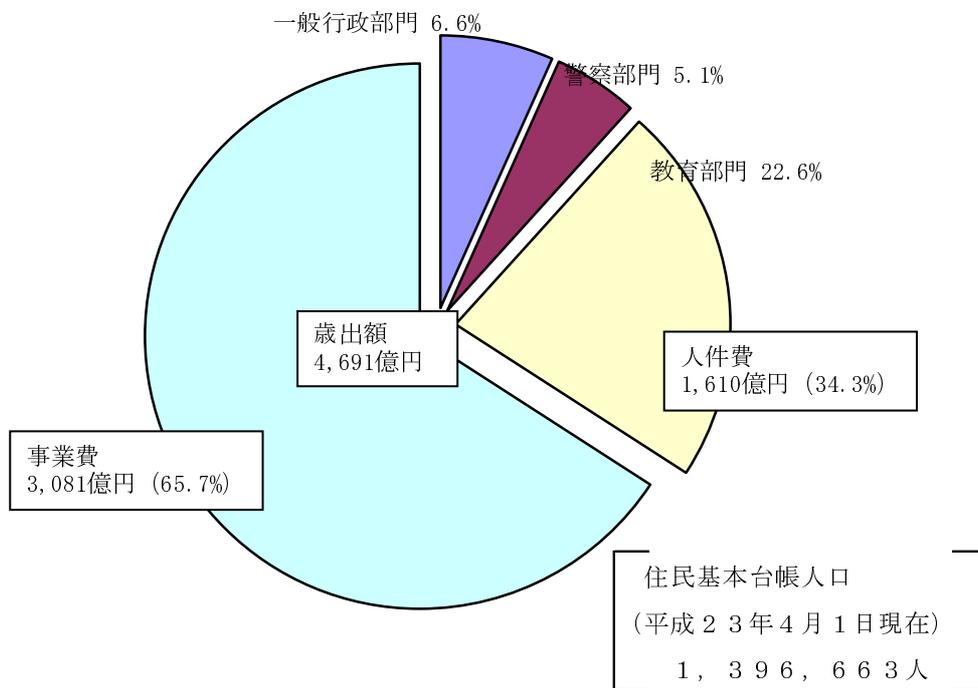
## 職員給与の概要

奈良県職員の給与等の実態について、そのあらましをお知らせします。

職員の給与は、人事委員会が毎年4月1日現在で民間事業所の給与実態や物価、生計費等を調査し、その結果に基づいて行う報告及び勧告を受け、議会の審議を経て、条例等で定めることになっています。なお、厳しい財政状況に鑑み、本県独自の特例措置として、知事等特別職を含む職員について、0.5%から10%までの給与カット(実施期間は平成15年度～23年度)を行っています。

## 人件費の状況

人件費は、県の支出の34.3%を占めています。



- (注)
- ・平成22年度普通会計決算
  - ・人件費とは、一般職・特別職に支給される給与、退職手当、共済負担金、災害補償費等です。

# 給 料

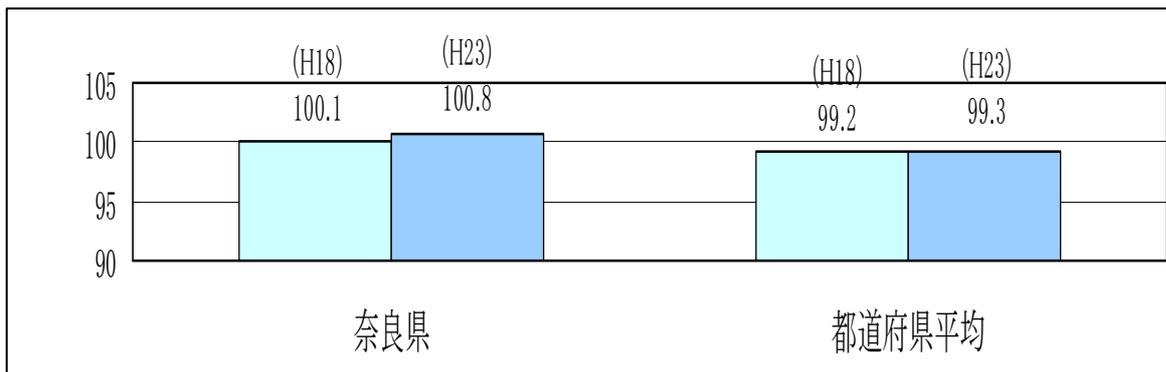
仕事の種類や内容によって、条例で定められている給料表に基づいて支給しています。民間企業の給与実態に合わせて、平成14年、15年、17年、21年、22年及び23年に引き下げを行いました。さらに本県独自の特例措置として0.5～10%の給料カット(実施期間は平成15年度～23年度)を実施しているところです。

(単位:円)

区 分	平均給料 (平均年齢)	初任給		経験年数別平均給料月額		
				10年経過	15年経過	20年経過
一般行政職	344,039 43.8	大学卒	178,800	274,689	316,645	366,852
		高校卒	144,500	223,762	279,700	314,014
警 察 職	325,799 39.8	高校卒	164,700	249,210	288,381	339,194
小・中教育職	380,540 45.4	大学卒	199,700	309,002	352,357	385,792
高校教育職	402,203 47.2	大学卒	199,700	317,107	357,881	391,853

「初任給」は平成23年4月1日現在で、「平均給料」及び「経験年数別平均給料月額」は平成23年4月支給時の額を元に算出した数字です。

## ※ラスパイレス指数の状況



ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

地域手当補正後のラスパイレス指数は、97.0となっています。

# 手 当

手当は、毎月支給されるものと、特定の時期に支給されるものがあります。

## ■毎月支給されるもの(主なもの)

区 分	内 容
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 13,000円</li> <li>その他の扶養親族 6,500円</li> <li>特定年齢加算<sup>(16~22歳の子がいる場合1人につき)</sup> 5,000円</li> </ul>
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関の利用者 6か月通勤定期相当額を支給 (但し、55,000円を限度とする)</li> <li>交通用具の利用者 自動車以外の交通用具の利用者 通勤距離により2,500円~10,500円を支給 自動車の利用者 通勤距離により3,100円~37,500円を支給</li> </ul>
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>家賃を払っている職員や、自宅に住む職員</li> <li>借家・借間の場合 27,000円を上限に支給</li> <li>自宅の場合 3,500円を支給</li> </ul>
時間外勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 (ただし、管理職手当支給対象者は不支給)</li> <li>正規の勤務時間が割り振られた日の超過勤務 勤務一時間当たりの給与額 × 1.25* × 超過勤務時間数 (ただし、午前0時から午前5時まで及び午後10時から午後12時までの支給割合は1.50*) <small>*週休日等の場合、それぞれプラス0.1</small></li> </ul>
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理又は監督の地位にある職員に対して支給</li> <li>管理又は監督の職務の特殊性の程度に応じ、43,500円~139,600円を支給</li> </ul>
特殊勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に従事したときに支給</li> <li>防疫作業手当、毒物劇物取扱作業手当、用地取得等交渉手当など、34種類</li> </ul>

## ■特定の時期に支給されるもの(主なもの)

区 分	内 容												
期末手当 勤勉手当	(一般職員の場合)												
	<table border="0"> <tr> <td>ボーナスとして支給</td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6月期</td> <td>1.225月分</td> <td>0.675月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.375月分</td> <td>0.675月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.60月分</td> <td>1.35月分</td> </tr> </table>	ボーナスとして支給	期末手当	勤勉手当	6月期	1.225月分	0.675月分	12月期	1.375月分	0.675月分	計	2.60月分	1.35月分
	ボーナスとして支給	期末手当	勤勉手当										
	6月期	1.225月分	0.675月分										
12月期	1.375月分	0.675月分											
計	2.60月分	1.35月分											
職制上の段階、職務の級等による加算措置あり													

退職手当	区 分	勤続20年	勤続25年	勤続35年
	自己都合	23.5 月分	33.5 月分	47.5 月分
	勸奨・定年	30.55月分	41.34月分	59.28月分

## 特別職の報酬等

特別職の報酬等については、特別職報酬等審議会の答申を受けて、平成14年、15年、17年、21年、22年及び23年度に引き下げを行いました。さらに特例措置として知事、副知事については10～5%の給与抑制を実施しているところです。

区分	給料月額	区分	報酬月額
知事	1,092,600円	議長	965,000円
副知事	899,650円	副議長	843,000円
		議員	778,000円
期末手当の支給割合		6月期 1.40月分 12月期 1.55月分 <hr/> 計 2.95月分	

## 給与抑制

厳しい財政状況に鑑み、本県独自の特例措置として、知事をはじめ職員の給料等について、本来の支給額から0.5～10%のカットを行っています。

平成23年12月現在

区分	給料等 (平成24年3月31日まで)
知事	10%減額
副知事	5%減額
部・次長級	3.0%減額
課長級	2.0%減額
主幹・小規模出先機関の長級	0.5%減額

## 参考例

(例)奈良市在勤の本県職員(一般行政職)の一月当たり給与収入は、次のようになります。  
(年齢44歳の係長級で、家族構成が配偶者・子ども二人の職員をモデルにしています。)

給料	368,500円
扶養手当	26,000円
地域手当	19,725円
住居手当	3,500円
超過勤務手当	28,803円
<hr/>	
合計	446,528円
<hr/>	
社会保険料等	57,909円
所得税・住民税	36,390円
<hr/>	
差引手取額	352,229円

(注)

- 1 住居手当は、自宅の場合の手当額です。
- 2 超過勤務手当は、10時間の勤務実績があった場合の手当額です。
- 3 住民税は、前年所得を基礎として算出し、毎月給与から控除しています。
- 4 所得税は、子ども2人のうち1人が扶養控除の対象であった場合の金額です。